

SX(Sustainability Transformation) のための特許情報の活用方法

— SDGs、ESG 時代における特許情報の活用方法 —

How to use patent information in the Sustainability Transformation era



国立大学法人東京工業大学 研究・産学連携本部 副本部長／
オープンイノベーション機構 副機構長 統括クリエイティブマネージャ、教授

大嶋 洋一

平成3年から令和元年まで特許庁にて主に半導体関係の審査、審判業務に従事。東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター教授、NEDO IoT 推進部への出向を経て、令和元年7月より現職。

✉ oshima@sangaku.titech.ac.jp

☎ 045-924-5180

1 SX (Sustainability Transformation) ⁽¹⁾

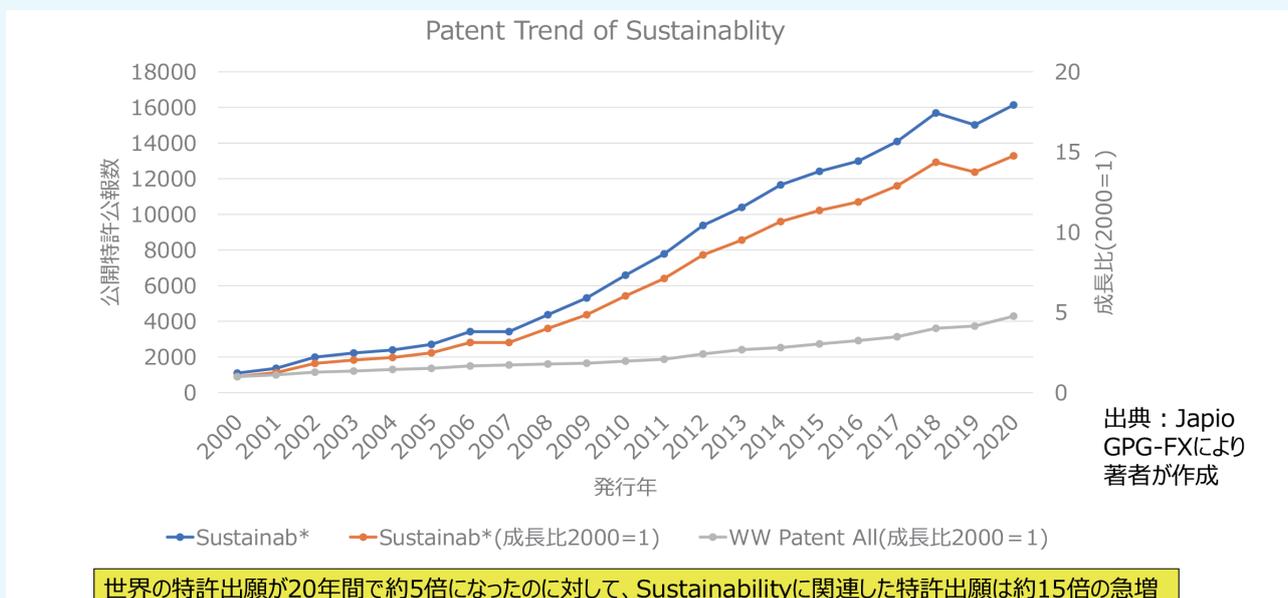
本稿では、近時の社会状況を踏まえたくて、特許情報の活用方法について提案をしていきたい。そのため、今日の特許情報を取り巻く社会状況から確認していきたい。

今日の社会に最も影響を与えている言葉は何か、と問われたら、Sustainability をあげたい。この言葉は、新しい言葉ではないが、近時の社会情勢の中で、世の中を大きく変える影響力を持つ言葉となっている。こうした例は過去にもたくさんある。近時の好例は、AI である。AI という言葉は、何度も世の中に登場したが、社会にインパクトを与えるほどのビッグウェーブとなったのは、機械学習やディープラーニングが登場した 2010

年以降である。その理由は、AI のコンセプトを実現できる環境、特にハードウェア面が整備されたからと言われている。つまり、世の中には、コンセプトが先行してもその時には、社会に影響を与えるものとはならないが、後日、そのコンセプトを実現できる環境が整備されると世の中に大きなインパクトを与えるものがある。Sustainability も、その一例といえる。特許情報を簡単に分析しても、Sustainability を意識した発明が急増している傾向がわかる (図 1)。

では、Sustainability は、何を得て社会に大きなインパクトを与えるようになったのであろうか。

Sustainability という言葉が一般に認知されたのは、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」



世界の特許出願が20年間で約5倍になったのに対して、Sustainabilityに関連した特許出願は約15倍の急増

図1 特許情報から見た Sustainability

に記載されたタイミングであろう(図2)。2030年までに持続可能でよりよい世界(少なくとも12兆ドルの経済効果、最大3億8000万人の雇用が創出される可能性がある)を目指すという目標と、それを実現するための17のゴール・169のターゲットを定め、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを宣言した。

そして2017年1月の世界経済フォーラム年次総会、いわゆるダボス会議では、「SDGs達成により、2030年までに少なくとも12兆ドルの経済価値、最大3億8000万人の雇用が創出される可能性がある」というレポートが発表された。SDGsを達成することで、新たな市場を創設するということが民間企業の経営者層に幅広く浸透する起点となった出来事である。

さらに、SDGsを実現するために各国政府が動き出す。2020年9月、習近平国家主席が、2060年までにカーボンニュートラルを実現するという脱炭素化宣言を発表した。この宣言を契機に、日米欧の各国政府が、一斉に脱炭素を目標に掲げ、多額の投資を行う「大きな政府」が動き出した。各国政府は、SDGs達成のために多額の資金を投じて積極的な需要を創出することで、企業がこの需要を満たすための供給体制の整備のための投資が加速するという需要-供給の連携による成長シナリオを描いている。

ただ、国家の経済政策による市場創設は、産業界にとっては一種のカンフル剤であり、市場創出効果が一時的なものに留まる可能性がある。市場を創設した後に、企業

が供給能力を増強し、新市場からリターンを得て研究開発へ再投資を行うという成長シナリオに持続性を持たせるためには、新たな資金の投入が必要である。この新たな資金の供給者として期待されるのが、機関投資家である。

そこで、機関投資家に対してSustainabilityは企業の長期的な成長にとって不可欠な要素であり、投資活動を行うにあたって考慮すべき観点である、という意識を持たせることが重要となる。国連は、機関投資家を巻き込むために、もう一つ大切な役割を果たしている。それが責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)のとりまとめである⁽²⁾。PRIは、投資判断にESG(Environment, Social and Governance)を組み込むことや、投資先企業にESGに関する開示を求めることを含む6つの原則を定めている。この原則を作成することを呼びかけたのは、2005年に、国連事務総長だったコフィ・アナン氏である。彼が、著名な機関投資家(ノルウェー政府年金基金やカリフォルニア州職員退職年金基金)に呼びかけて起草し、2006年4月にニューヨーク証券取引所で公表された。国連がSustainabilityの重要性を投資家に理解させた活動は非常に高く評価されている。

PRIに署名する企業は、着実に増加し、2021年4月時点での署名者数は4000社程度、運用投資額は約120兆ドルに至る。日本では2015年9月に日本最大の機関投資家である年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)がPRIに署名したことが、一つの契機となった。

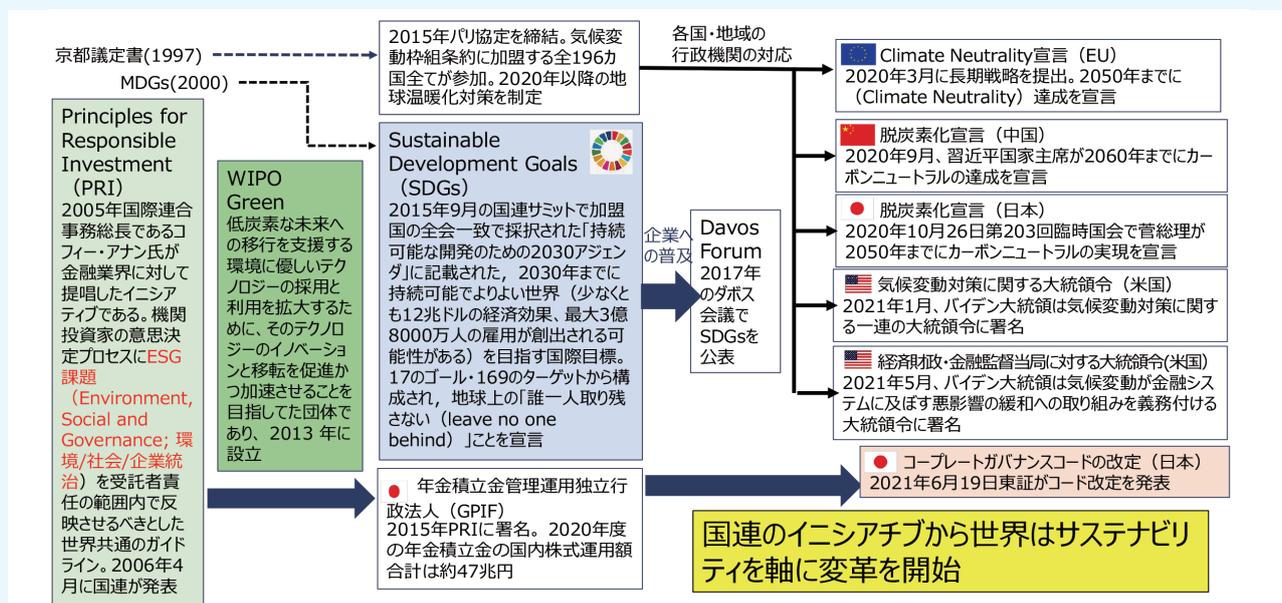


図2 Sustainability Transformation(SX)に至る歴史的経緯

GPIFは、運用資金額191兆6,189億円(2021年度第1四半期末現在。)を有し、年金基金としては、世界第1位の機関投資家(世界第2位は、前述のノルウェー政府年金基金)である。その後、他の投資機関もGPIFに追随するようにPRIに署名をしている。

そして、近時、ESG投資の波は日本の証券界に押し寄せている。2021年6月19日、東京証券取引所がコーポレートガバナンスコードの改定を行い、「自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべき」と定めた。コーポレートガバナンスコードは、2015年6月に公表されたもので、安倍政権の下、日本の成長戦略の一環として、上場企業の「稼ぐ力」を取り戻すための「攻めのガバナンス」の強化を定めたものである。後述するように「知的財産」についても同改定の際に、追記された。

ここに至り、上場企業においてはSustainabilityに関する基本方針を策定し、情報開示することの必然性が大きく高まった。情報開示に欠ける場合には、機関投資家からの投資が受けられない、というリスクをはらんでいる。

このように、企業においてSDGsに始まったSustainabilityを実現するための目的は、機関投資家による資本の参加という手段を得て、今日の企業経営に大きな影響を与える要素となっている。このことが契機となって、多くの企業がSustainabilityを取り込むべき活動、すなわちSXの時を迎えている。

Sustainabilityという言葉がインパクトを持つよう

になった理由は、機関投資家たちが、Sustainabilityを意識した投資活動を開始したことにある。前述の問いに対する端的な回答は、Sustainabilityはその社会的役割を果たすための資金を得た、ということである(AIが求めていた情報処理能力を提供するハードウェアが登場したのと同じように！)。

ここで、SDGsとESGの関係を改めて確認しておく⁽³⁾。

SDGsは、企業に対して環境・社会問題に関して到達すべき目標であるのに対して、ESGは、SDGsが定めた目標を実現するための経済的な手段として位置付けられる。企業という立場から見れば、SDGsという目標に向かう活動は単なる慈善活動ではなく、ESG投資という資金獲得のチャンスのための事業活動へ格上げされたといえる。また、逆にいえば、SDGsに向けた活動を怠った企業は、ステークホルダからの信用を失い、ESG投資を受ける機会を失い、成長の機会を逸するということを意味している。

2 SX時代の特許情報の活用方法

2.1 ESG投資の対象となる情報

企業からみると、ESG投資を受ける対象となるためには、機関投資家に対して、判断材料となる情報開示を行わなければならない。それでは、どのような情報開示が求められているのであろうか。特許との関係も考慮して整理してみる(図3)。

まず、企業がESG関連の情報開示をする前提として、

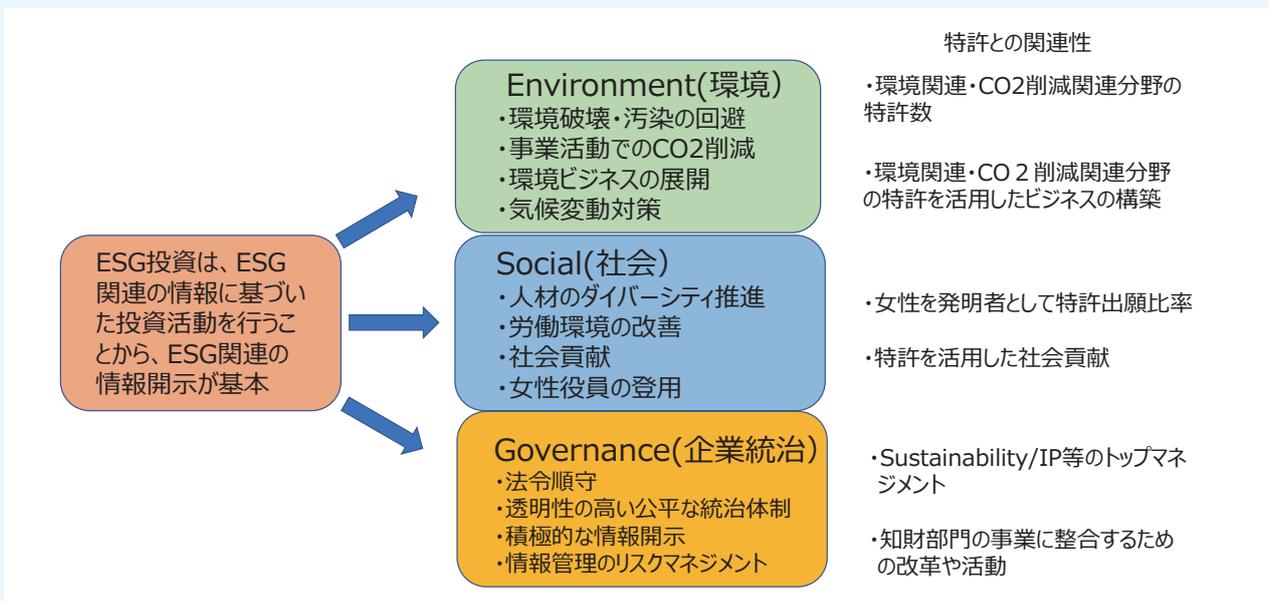


図3 ESG投資の評価対象となる情報(全体像)

企業自身が ESG 関連の活動をしなければならない。しかも ESG 関連の活動は慈善活動ではなく、稼ぐ力となっていることが求められる。ESG 投資は、機関投資家にとって善意で行う投資活動ではない。ESG に関して前向きな取り組みをする企業は、長期的な視点でみて経営破綻のリスクが少なく、成長する企業だから、リターンを期待して投資を行うのである。この点は、単なる慈善活動とは区別して理解しておかなければならない。

次に、特許との関連性では、ESG の視点からみてどのように活用できるか、が重要となる。単に特許を数的な情報として提示するのではなく、事業に整合した支援ツールとして特許を活用していることなどが求められる。知財部門は会社の事業経営を理解しておくことが不可欠となり、企業経営という新たな領域に踏み出す好機といえる。

2.2 Environment (環境) に関する情報

環境については、以下の点が主な評価対象である。

- ・ 環境破壊・汚染の回避
- ・ 事業活動での CO₂ 削減
- ・ 環境ビジネスの展開
- ・ 気候変動対策

前掲の情報を活用して、自社が環境問題に対して、いかに前向きに取り組んでいるのか、ということを訴求していかなければならない。

特許情報としては、環境関連・CO₂ 削減関連分野の

特許出願数などがあげられる。ここで、Japio の提供している Japio-SDGs 特許インデックスに基づくランキング情報は有効な情報である⁽⁴⁾、同ランキングは、自社の特許出願のうち、SDGs 分野に関する特許はどのくらい出願されているのか、という割合を示したものである(図4)。産業別にランキングが表示されているので、自分たちの属する産業における相対的な位置がわかる。ちなみに、全体の平均で 55% が SDGs に関する特許という結果がでている。この数値から SDGs に対する技術的な基盤は、既に、一定程度存在していることがわかる。SDGs において、1 から新たな研究開発を行うというよりは、既存の技術を精査し、いかに SDGs の観点で社会実装していくのか、ということを考えるのも一案である。

また、特許を活用して環境関連・CO₂ 削減関連の例などがあげられるとインパクトが大きい。一例としてダイキン工業の例を紹介しておく⁽⁵⁾(図5)。

ダイキン工業は、10 年来、冷媒に関して低環境負荷である HFC (ハイドロフルオロカーボン) -32(以下、R32) の普及活動を通じて、CO₂ 削減のための活動を行っている。ここで、ダイキン工業は、自社の R32 関連特許を積極的に外部に無償提供することでユーザを獲得し、持続的な普及活動を行っている。たとえば、特許無償とする地域を途上国から先進国に拡大したり、特許無償の手続きを簡素化するために特許権不行使の宣言を採用したり、無償特許として新たな特許権を追加する等、

電子部品・デバイス・電子回路製造業		
	出願人名	指数 [※] / 公開件数
1	クアルコム、インコーポレイテッド	0.983 / 525
2	中興通訊股▲ふん▼有限公司	0.947 / 94
3	ニチコン株式会社	0.933 / 60
4	オッポ広東移動通信有限公司	0.915 / 388
5	サムソンエレクトロニクスカンパニーリミテッド	0.903 / 93
6	アドバンスト・マイクロ・デバイス・インコーポレイテッド	0.892 / 416
7	エルジーエレクトロニクスインコーポレイテッド	0.892 / 37
8	株式会社大真空	0.879 / 33
9	ペイジンハイドゥネットコムサイエンスアンドテクノロジーカンパニーリミテッド	0.878 / 82
10	太陽誘電株式会社	0.852 / 263
11	日本ケミコン株式会社	0.848 / 33
12	エイブリック株式会社	0.842 / 57
13	スカイワークスソリューションズ、インコーポレイテッド	0.839 / 31
14	株式会社 F L O S F I A	0.829 / 35
15	株式会社日立インダストリアルプロダクツ	0.821 / 39
16	サムスンエレクトロニクスカンパニーリミテッド	0.802 / 86
17	日本電波工業株式会社	0.800 / 95
18	マイクロンテクノロジー、インク。	0.792 / 72
19	キヤノン電子デバイス株式会社	0.792 / 48
20	新電元工業株式会社	0.789 / 128

Japio-SDGs特許インデックス(※)に基づくランキング

(※) Japioは独自開発したAI技術を応用し、出願数に依存せずに特許出願のSDGs指向性を評価できる指標 (Japio-SDGs特許インデックス)。当指標により、SDGs指向性の高い特許出願を積極的に行っている企業を判定することが可能。2020年に日本特許庁から発行された公開公報についてAI推定を行った結果、全体の約 5.5% がSDGsの8つの目標のいずれかに該当すると推定された。したがって、当インデックスの平均値は0.55である。

出典：Japio 知財AI研究センター
https://transtool.japio.or.jp/work/data/SDGs_index_ranking.pdf

同業他社に比較して、自分達がSDGsへの注力度を示す一つの指標として活用できる。

図4 ESG 投資の評価対象となる情報 -Environment (環境) ①

特許の無償提供に持続的に尽力した活動を展開してきている。その結果、着実にCO₂削減に貢献しており、環境問題に対する貢献度は大きい。

また、ダイキン工業の近時5年間（2016年度～2021年度）の業績推移をみると、着実に売上高を伸ばし、利益を上げている。このようにSGDsに貢献する活動を持続的に行いながら、長期的に利益を生み出している企業は、ESG投資の対処として有望な企業として評価される。また、特許を活用した会社の利益に貢献する手法として、特許無償によって環境問題解決に貢献するという情報発信の仕方は、特許をSDGsのために活用する方法として参考になる事例である。

2.3 Social（社会）に関する情報

社会については、以下の点が主な評価対象である。

- ・人材のダイバーシティ推進
- ・労働環境の改善
- ・社会貢献
- ・女性役員の登用

社会に関する情報では、普段、自社において当たり前と思っている環境を、再考することが重要となる。換言すると、一歩外にでて自社の環境を、他と比較して相対的に評価する機会を持つことが大切である。

個人的に、外から見るのが大切だ、ということを実感した経験がある。特許庁は、職場環境に対する評価は常に高く、いわゆるホワイト官公庁に属している。しかし、自分が所属しているときには、普通に思っていた。

自分の置かれている環境は、どうしても当たり前と感じてしまうので、周囲の意見を聞くなど、相対的な評価ができる工夫が大切である。

特許情報について、女性の研究者の活躍を示す情報として紹介する（図6）。女性の研究者数等の単純な情報でもダイバーシティに関する情報開示といえるが、女性研究者による特許出願の情報は、女性研究者数の情報と比較すると、研究活動を行っているアクティブな女性研究者の情報といえ、より実態を反映した情報提供となる。

ここで、注目して欲しいのは、日本の女性研究者は海外の研究者と比較して相対的に特許出願をするアクティブな研究者が多いということである。女性研究者の数を増やすという量の対策も重要である。しかし、研究者がどのような業務をしているのか、という仕事の質の問題も重要である。仕事の質という領域について、特許情報を活用することで、女性研究者が発明をするようなクリエイティブな業務に取り組んでいるという評価が可能となる。特許情報を活用する際の視点として、そこから何を訴求するのかという視点を柔軟に持つことが大切である。

もう一つ、社会貢献という意味で、特許に関する著名な経営者の歴史的な活動を紹介しておく⁽⁶⁾（図7）。それは、パナソニックの創業者である松下幸之助氏が特許を私財で買い上げ、同業他社に対して無償開放したという事例である。

1931年（昭和6年）、松下電器（現パナソニック）が、ラジオを開発し、1932年になって、いよいよ生産販

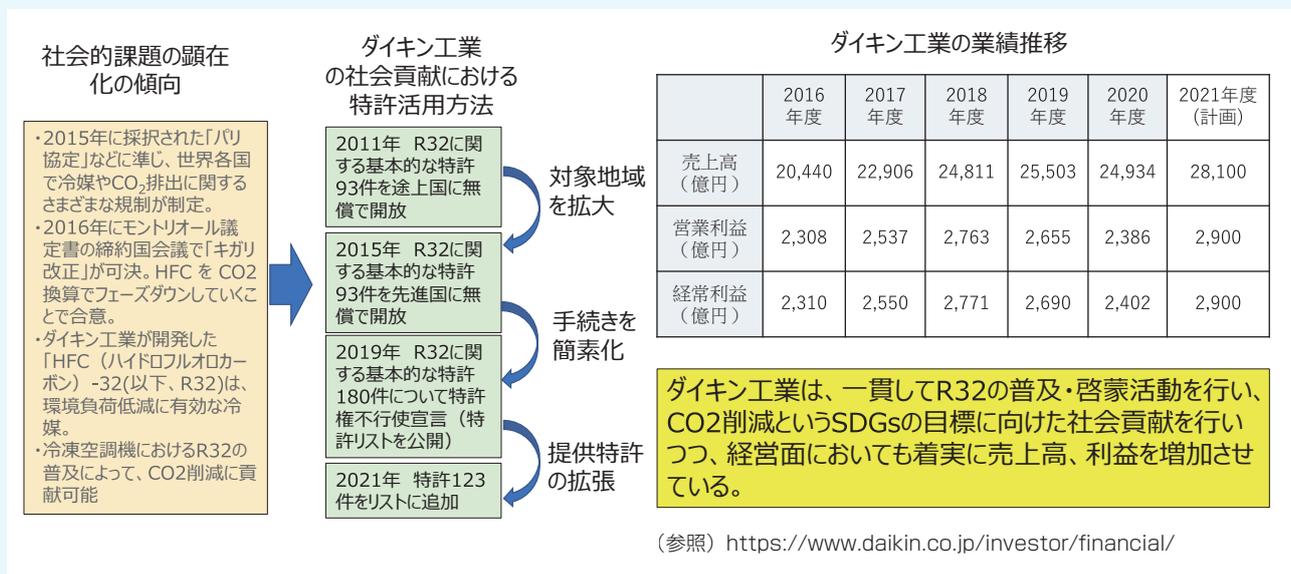


図5 ESG投資の評価対象となる情報 - Environment（環境）②

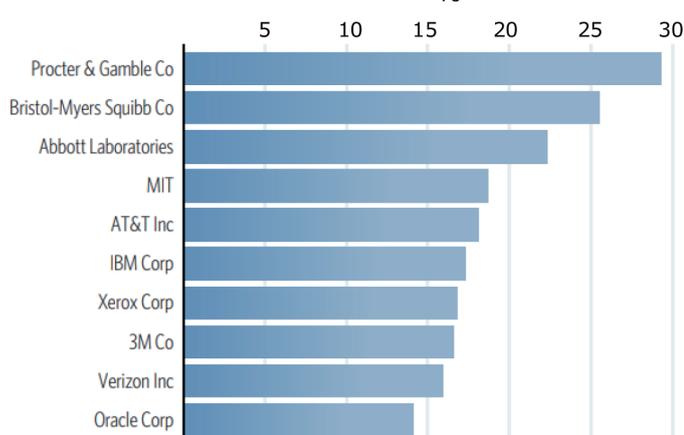
日本の女性発明者を含む企業ランキング

順位	出願人名	比率
1	日立化成	43.6%
2	東京大学	42.0%
3	出光興産	40.9%
4	大日本印刷	40.3%
5	花王	36.7%

(出典) WIPO日本事務所

企業として女性の研究者の発明の比率が高いことは、クリエイティブな仕事をする女性が多い、という意味でダイバーシティに関してプラスの評価の企業情報として情報発信できる。

米国の女性発明者を含む企業ランキング



(出典) USPTO, "2020 update on U.S. women inventor-patentees"

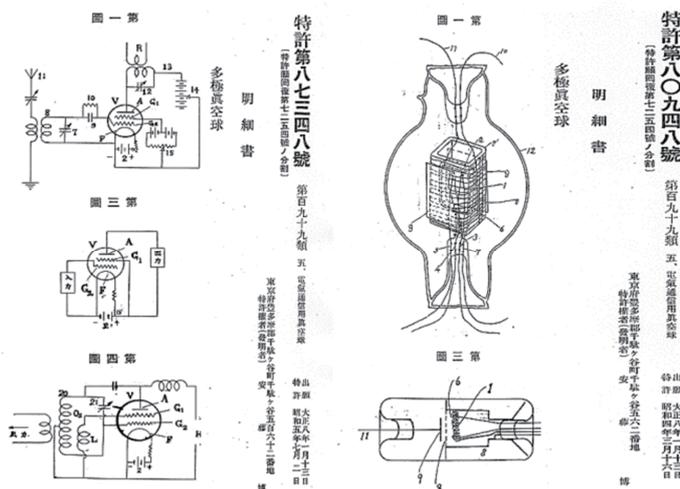
図6 ESG投資の評価対象となる情報-Social (社会) ①

松下幸之助氏は、私財で発明者兼特許権者である安藤博氏(※)から25,000円で特許を買い取り、ラジオ業界に無償で提供。

ラジオの普及という社会貢献

(※) 安藤博氏は、中学生でありながらエジソン(米)→フレミング(英)→ド・フォレ(米)→安藤博氏(日)と銘記されている真空管に関する画期的発明を成就した大発明家である。昭和14年5月には日本10大発明家宮中賜餐の1人に選出される。他に、三島徳七氏(強磁性合金、MK鋼(特許96371号)の発明者)、岡部金次郎氏(マイクロ波発振器マグネトロン)の発明者、八木秀次氏の門下生)、大河内正敏氏(ピストンリングの製造の発明者(1921年)、理化学研究所の第3代目所長)、古賀逸策氏(水晶振動子の発明者。「特許は国が保証する唯一の論文である」とは、古賀逸策氏の言葉。)等がいる。

安藤博の多極真空球(いわゆる多極真空管)に関する特許



(参照) <http://www.ando-lab.or.jp/takyoku.htm>

図7 ESG投資の評価対象となる情報-Social (社会) ②

売しようとしたときに、特許抵触の問題に直面した。特許権者は「第2のマルコーニ」といわれ、日本の無線通信技術の向上に大きく貢献した安藤博氏である。安藤氏は、幼少の頃から研究開発を続け「少年発明家」といわれ、いわゆる天才肌の発明家である。安藤氏が取得した多極真空管に関する特許がラジオ製造メーカーにとって特許侵害に当たるということで、多くのラジオ製造メーカーが苦慮していた。

そこで、松下氏は、安藤氏に直接交渉をして、特許権を私財25000円(現在の価値にして約6300万円程度)を投じて購入したのである。そして、この特許は、ラジオの普及のために業界で利用できるようにした方が

良い、と判断し、特許を同業他社を含め業界全体に無償提供した。近時の特許無償という話題はよく耳にする(小職の所属する東京工業大学でもコロナ対策のために本学の特許131件について特許無償提供を行った⁽⁷⁾)。が、あくまでも自社の特許の話である。他人から購入した特許をライバルを含む第三者に対して特許を無償公開するという行為は凡人には思いつかない。松下幸之助氏が後世にまで名を遺す偉大な経営者であると感じさせる出来事である。その結果、ラジオが国内に普及し、当然のことながら松下電器もラジオの売上を伸ばし、多額の利益を得ることとなる。松下電器産業としての上場は1949年であり、それ以前の出来事であるから、ESG

投資という概念とは直接とは結び付かないが、日本の産業の歴史には、ESG投資の精神に先んじた社会貢献活動について、特許を活用していた人物がいたという事実は同じ日本人として心に留めておきたい。

2.4 Governance (企業統治) に関する情報

企業統治については、以下の点が主な評価対象である。

- ・法令順守
- ・透明性の高い公平な統治体制
- ・積極的な情報開示
- ・情報管理のリスクマネジメント

企業統治に関しては、特に、自分たちが発表しづらい内容だと感じる情報があるプロセスを大切にしたい。自信をもって発表できない情報に関しては、再度、制度の見直しや修正等を加える必要がある場合が多い。このプロセスを見過ごす、ネガティブキャンペーンとなりがねないのが企業統治に関する内容である。

まず、Sustainabilityに責任を持つChief Sustainability Officer (CSO) というトップマネジメントの配置を取り上げる(図8)。Sustainabilityに関する意識の高い企業では、CSOを配置する企業が増えてきている。すでにグローバルな企業では、GAFAを含めて、CSOが存在している。今日の段階で、CSOを設置している日本企業は、ESG投資を行う者に対して、一定のプラスの評価を受けるであろう。多くの日本の企業は、様子をみている状況のように思う。今後、ESG投資が日本に

も根付くと、日本の企業においてもCSOを置くのが当たり前の時代がくるのかもしれない。ただ、時期を逸すれば、CSOを配置していない企業に対してマイナス評価がなされる時もある。十分に世の中の動きに注意して欲しい。

次に、CSOの配置という状況を知財の世界に置き換えてみると、知財においても、企業の知財をどのように活用していくのか、どのようなリスクを抱えているのか、という点について知財の専門家として対応できる人材が求められるであろう。つまり、経営者視点で企業の知財をマネジメントするChief Intellectual Property Officer(CIPO)、Chief Patent Council (CPC)の存在が重要となってくる。今後、CIPO,CPCに相当する人材を経営者の一員として体制に加えることは、企業統治について知財面にも十分に配慮している体制として評価される。

また、近時、企業は、DX (Digital Transformation)の到来によって、技術情報を含むデータ管理に対するリスクマネジメント体制という新しい課題に直面している。この課題に対して、データの所有者や資料の創作者を確定するための電子署名やタイムスタンプの導入といった環境面の整備と、これを使うユーザに対する法令順守を含めた啓発活動については、リスクマネジメントに対する取り組みとして評価される。

特許に関して企業統治という観点では、知財部門という組織の在り方や事業に資する活動が、情報開示に値す

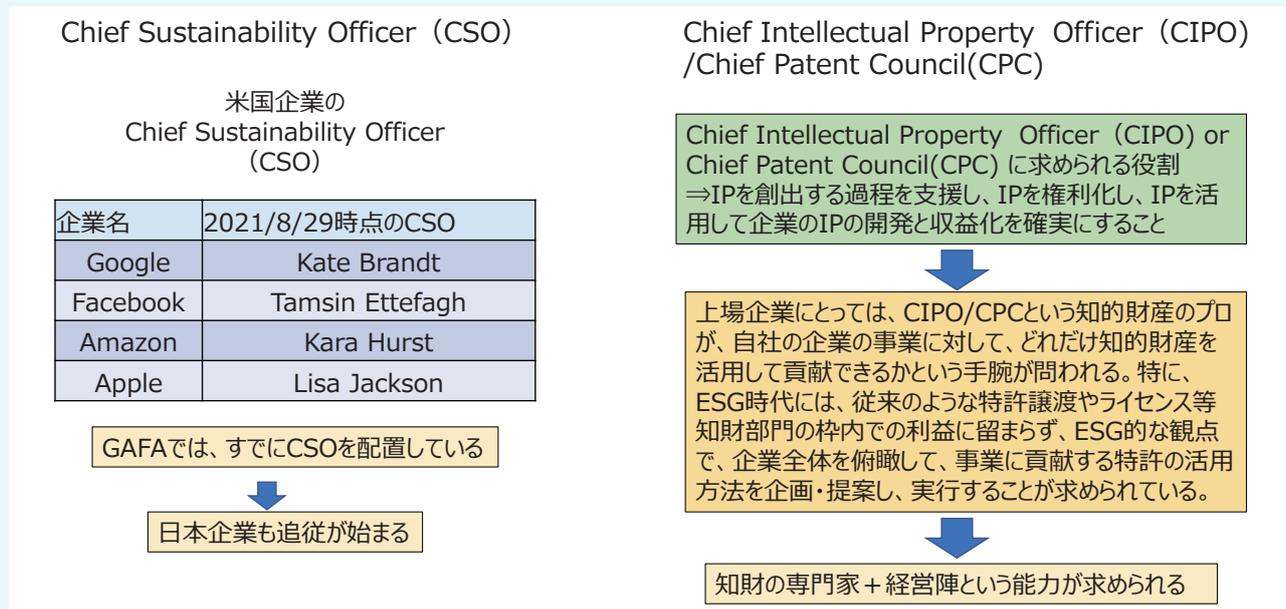


図8 ESG投資の評価対象となる情報-Governance (企業統治) ①



(出典) <https://www.iseki.co.jp/company/intellectual/>

井関農機は、知的財産報告書を通じて、自社の知財マネジメントの情報公開を積極的に行っている。

特許査定率が高いということは、先行技術調査の精度が高く、無駄な出願をしない、という権利化までの過程の知財マネジメントのレベルの高さをアピールすることができる。

順位	企業名 (出願人名)	産業分野	特許査定率 (%)
1	井関農機株式会社	機械	97.8
2	東芝エレベータ株式会社	機械	95.3
3	リンナイ株式会社	金属製品	94.1
4	株式会社SUBARU	輸送用機器	94.1
5	横浜ゴム株式会社	ゴム製品	93.5
6	トヨタ紡織株式会社	輸送用機器	93.4
7	東芝映像ソリューション株式会社	電気機器	93.2
8	株式会社日立ハイテク	電気機器	93.1
9	マツダ株式会社	輸送用機器	93
10	日立建機株式会社	機械	92.1

(出典) 特許行政年次報告書2020

図9 ESG投資の評価対象となる情報-Governance (企業統治) ②

る内容となる。

これまで、知財部門といえばコストセンターであるというのが常識である。このコストセンターの常識を「わが社の知財部門はコストセンターからプロフィットセンターへ変革している」といった情報開示が一例である。

具体的な活動としては、未利用特許の処分があげられる。SDGs的な視点で未利用特許の処分が維持費の節約以上の価値を生み出すことをアピールする必要がある。そこで、特許を大学等の公的機関に寄付するという処分方法を提案する。特許を処分するなら当該分野の特許を、その分野を研究している大学に寄付して大学がとりまとめてライセンスをする等、当該分野の研究に役立てて欲しい、という社会貢献に資する活動として情報発信をするという案である。特許は大学から企業へ、という常識を覆す提案であるが、SGD的な活動として一考の余地があるように思う。

他の活動として、わが社の特許査定率を100%に近づけるという提案もある。一見、無謀な提案にも思えるが、井関農機の実績から十分に可能性がある提案である。そもそも、企業として、特許出願をしても特許化できない場合のコスト負担は甚大である。明細書に書いた技術内容は公開してしまうし、拒絶査定となるまでに要した研究者、知財部、弁理士等の労力、費用がすべて無駄に帰すことになる。特許出願をしたら特許査定を得ることを目標にすることは企業の心理としては至極当然である。この点、特許庁が提供する特許査定率という指標が、

企業規模に左右されない指標として有用である⁽⁸⁾。参考までに、2020年度の日本の特許査定率は、74.4%である。近時諸外国と比較して、日本の特許率は高いが、企業としては、100%に近い数字を目標に努力することは可能である。

前述した井関農機は、特許査定率について、毎年100%に近い目標を達成している⁽⁹⁾(図9)。毎年100%に近い数字を達成するためには、先行技術調査の徹底等、無駄な特許出願をしない体制が整備されていることを推測させる。こうした効率性の高い知財マネジメントを実行できる知事部門を備えることは企業統治に対してプラスの評価を与える情報となる。

ただし、特許査定率という指標は、権利化までの知財マネジメントの評価に留まり、権利活用に関する知財マネジメントの評価ではない。今後、特許活用に関する知財マネジメントを評価するような指標、例えば取得した特許のうち製品化に活用した特許数の比率(特許利用率)等の指標等が利用される余地がある。

2.5 小括

企業として特許情報を含めて、ESG投資家に対して情報発信することの重要性を示してきたが、情報発信するためには、企業としてその基礎となる活動をしていることが前提になる。単に見せかけの活動に終わると、化けの皮が剥がれたときには、企業の存亡に関わる危機に陥るリスクがあるといっても過言ではない。SXの時代

への突入を機会に、改めて自社がSGDsに向けた活動に取り組んでいるのかを確認して欲しい。

3 特許制度における Sustainability

最後に、特許の世界においてもSXが求められていることをお伝えしたい。

特許制度は、研究開発成果で創造された発明を、権利化し、権利活用を行って利益を得て、再び研究開発に投資をするというエコシステムを構築している（図10）。では、このエコシステムはSustainabilityを有するのだろうか。

この点、特許出願から権利化までの活動は熱心であるが、権利活用から利益を得るパスは十分に機能していない。この部分のパスをもう少し太くしなければ、特許制度は、Sustainabilityを維持できないのではないだろうか。権利活用を促進するという点が特許制度におけるSustainabilityの課題である。

では、どのような方法によって、権利のパスが太くなるのであろうか。SGDsに向き合うこれからの時代、この権利活用から利益の確保のパスが太くなるチャンスがあると思っている。

その理由は、以下の通りである。

第1に、SXは一過性のブームでは終わらず、Sustainabilityを考慮することが常識という世界に移行すると推察される点である。Sustainabilityを考慮する原動力は、SGDsで定めた目標を達成しない限り、

人類は回復不可能な環境破壊の道を進むこととなってしまふという危機感である。この地球規模の危機感を共有することで、人類全体でこの課題を解決しなければならない、というコンセンサスが形成されている。この危機感を投資家たちは投資家なりの視点で共有している。SGDsに取り組む企業を豊富な資金で後押しする。SGDsが定めたゴールに向かい、ESG投資という油が注ぎ込まれたこの活動は、加速することがあっても減速することはないように思う。なぜなら減速＝人類の危機という構図を皆が共有しているからである。その結果、産業活動を支援する特許制度のSustainabilityについても、問題解決のための様々な取り組みが試みられ、投資家もこの取り組みに対して支援することが予想される。

第2に、SGDsの問題解決には、近時、産業界に浸透してきたオープンイノベーションが有効に機能するという点である。SGDsの課題は、開発途上国においては、自分達だけの技術力では解決できないことが多い。そこで、先進国の技術力に期待が寄せられる。このニーズとシーズのマッチングはまさにオープンイノベーションが機能する場面である。従来、このマッチングはコストが見合わないという理由で積極的に行われてこなかった。しかし、SGDsに対する取り組みが投資家に評価されるようになれば、情勢は変わってくる。SGDsに対する取り組みが投資を呼び込むようになれば、先進国が積極的に技術協力をする連携、すなわちオープンイノベーションが機能する場面が大きな役割を果たす。

ESG投資の流れは、知的財産の世界にもSustainabilityの観点で影響を与える

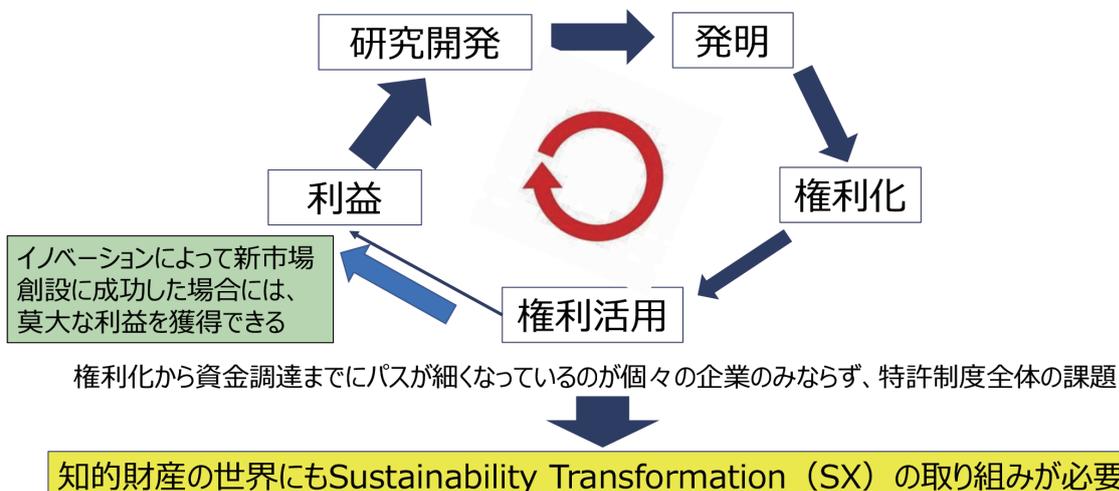


図10 特許制度におけるSX



WIPO Greenは、グリーン関連技術の普及に加え、「持続可能技術の市場」のオープン・イノベーションを促すプラットフォームであり、これを国連が運営している。テクノロジー・データベース、ニーズ・データベース、エキスパートデータベースを有しいずれのデータベースも大変有益なグローバルプラットフォームである。



(出典) <https://www3.wipo.int/wipogreen/en/>

図 11 WIPO Green

第3に、WIPO Greenの存在である⁽¹⁰⁾ (図11)。WIPO Greenでは、技術ニーズ、技術シーズ、エキスパートという3種類のデータベースを提供し、グリーン関連分野のプラットフォームを提供している。2013年に開始されたサービスであるが、近時SDGsに取り組む活動として評価が高まり、着実に参加者が増えてきている。国連が提供する安全なプラットフォームとして認知され、多くの参加者が集まると、ネットワーク効果によりプラットフォームの価値が高まる。その結果、そこに参加する者はマッチングの可能性を高めることができる。今後のWIPO Greenの発展に大いに期待したい。

4 まとめ

SXというのは、まさにTransformationという変革が起こっている状況を示している。企業はSustainabilityを考慮したESG活動に注力する共に、Sustainabilityを実現するために特許を活用する方法を従来の活用方法にとらわれることなく多面的に検討して欲しい。SX時代には、SX時代の特許の活用方法がある。そんな可能性を感じさせるのが、SXの魅力である。

参考文献

(1) 坂野俊哉、磯貝友紀、「SXの時代」、日経BP、2021年

- (2) The PRI, “PRI Boucher 2021,” (<https://www.unpri.org/download?ac=10948>)
- (3) 小平龍四郎、「ESGはやわかり」、日経文庫、2021年
- (4) 知財AI研究センター、「Japio-SDGs特許インデックスによる企業ランキング」(https://transtool.japio.or.jp/work/data/SDGs_index_ranking.pdf)
- (5) ダイキン工業HP、「HFC-32特許権不行使の誓約」(<https://www.daikin.co.jp/patent/r32/>)
- (6) パナソニック社HP、「松下幸之助の生涯」(<https://www.panasonic.com/jp/corporate/history/konosuke-matsushita/051.html>)
- (7) 東京工業大学、「東工大保有の131件の特許を無償開放」(<https://www.titech.ac.jp/news/2020/046883>)
- (8) 特許庁、「特許行政年次報告書2021年版」(<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2021/index.html>)
- (9) 井関農機、「私たちの誇り」(<https://www.iseki.co.jp/recruit/pride/>)
- (10) WIPO Green, (<https://www3.wipo.int/wipogreen/en/>)